

自転車ヘルメット購入費用の 一部を補助します



補助金額上限 2,000 円
一人1回まで♪

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車に乗るときのヘルメット着用が努力義務となりました。
入間市では、自転車用ヘルメットの着用を普及させるため、ヘルメット購入費の一部を補助します。

申請受付期間

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入したヘルメットの申請受付期間は、令和8年3月31日までです。※郵送の場合、当日消印有効

補助対象者

- 購入時および申請時に市内在住の方
- 高校3年生に相当する年齢以下の方または満65歳以上の方
※18歳以下の補助対象者については、同居する保護者が申請者となります
- 市税の滞納がない方

補助金額

自転車用ヘルメットの購入金額の2分の1で、上限2,000円
※ヘルメット着用者1名につき1回限り

補助対象ヘルメット

次のすべての条件を満たすヘルメットが対象です。

- 新品のもの
- 安全基準マークがついているもの

市公式LINEから申請できます♪

入間市と友だちになり、メニュー内「申請」からお申し込みください。



⇒LINE友だち登録はこちらから
※LINEからの申請はマイナンバーカードおよび
LINE Payの友だち登録が必要です。



詳しい申請方法は裏面をご覧ください

【お問合せ】入間市役所市民安全課 04-2964-1111（内線3351～3354）

申請方法

申請方法は3つです。

- ・オンライン申請（市公式LINEより申請）
- ・市民安全課窓口で申請
- ・郵送で市民安全課へ提出

紙により申請する方は、市民安全課窓口または市ホームページより申請書をご用意ください。



⇨申請書のダウンロードはこちら

オンライン申請の方は、申請書は不要です。

必要なもの

■本人確認書類の写し

マイナンバーカード（オモテ面）、運転免許証、健康保険証または資格確認書、パスポートなど

※オンライン申請の方はマイナンバーカードのみ利用可

■ヘルメットの購入費が確認できる領収書等またはその写し
購入者の氏名、購入日、購入金額の確認ができるもので、領収書等に記載された購入者の氏名は、申請者と同一でなければなりません。

■ヘルメットが安全基準に適合することの確認ができるものの写し

取扱説明書、商品タグ、保証書等でご確認ください。



※CEマークについては、China Exportは対象外です。

■ヘルメット着用者の自転車損害保険証券等の写し

■振込先が確認できるものの写し

通帳の表紙をめくった1ページ目やキャッシュカード（オモテ面）

申請後の流れ

申請後、市より、交付決定通知書（却下通知書）が届きます。交付決定通知書が届いた方には、後日、補助金が交付されます。補助金の振込は、申請からおおよそ1ヶ月半後です。